

令和6年度 第3回 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録(公開)

開 催 日 令和7年(2025 年)2月17日(月) 14:00～15:01
開催場所 八王子市役所議会棟4階 全員協議会室

■出席者氏名

【委 員】

鈴木聡、内藤裕子、大塚和樹、岩垂喜貴、牛尾浩、後藤貴弓、石渡ひかる、内藤佳代子、白石貴志（計 9 名）

【事務局】

松土学校教育部長、上野指導担当部長、古川教育指導課長、狩野統括指導主事、志村統括指導主事、山崎指導主事、藤原指導主事、波多野指導主事、池田指導主事、海津教育指導課主査、金子教育指導課主査、長谷川主事（計 12 名）

■欠席者氏名

【委 員】

高野久美子、塩月栄作、徳丸幸夫、坂口祐哉、小泉祐三

■次第

1 開会

2 協議・報告事項

（1）いじめ総合対策について

（2）八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の重大事態調査への派遣について

（3）いじめ防止対策推進法第 28 条における調査について

3 閉会

■公開・非公開

公開。ただし、2 報告事項（3）は非公開。

■傍聴人数

0 人

■配布資料名

・次第

・資料1「八王子市教育委員会いじめ総合対策」

【古川課長】

事務連絡

【鈴木委員長】

それでは、これより令和 6 年度第 3 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

本日は 5 名の委員より欠席される旨の連絡をいただいております。出席委員は 9 名でございますので、委員会は有効に、成立しております。

それでは、本日はご多用のところ、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

これより次第に沿って進行させていただきます。

まず、本日の案件でございますが、次第 2(3)いじめ防止対策推進法第 28 条における調査については、個人情報を含む案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。ご異議がないものと認めます。

では、議事を進行いたします。

初めに次第 2(1)いじめ総合対策についてです。

事務局より報告をお願いいたします。

【池田指導主事】

資料 1 をご覧ください。

本資料はすべての市立学校がいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応等ができるようにするために、学校いじめ対策委員会を中心とした全体像としてまとめたものです。作成に当たりましては、これまでの重大事態の報告書に示された再発防止に向けた提言等を基にしております。

各学校が、八王子市のいじめ総合対策の全体を踏まえて、いじめ対応を行えるようにするために、年度当初の学校いじめ対策委員会コーディネーター研修など、折に触れて事務局から示しているものとなります。

各学校で、法に則った実効性のある学校いじめ対策委員会を実施するために、学校いじめ対策委員会を独立した会議として位置付けております。

週 1 回の定期開催を基本とする方針、議事録の作成と保存の徹底など、学校いじめ対策委員会のあり方を含め、取り組み内容を示しております。

令和 6 年度版では、学校が学校だけでは解決の難しいいじめ問題について、どのような関係性の中で、いじめ対応を行っていくことができるのかということについて、左側上段の、地域、関係機関の部分の各関係機関を整理し、学校サポートチームによる家庭への支援、援助や学校への支援、諸機関の家庭への支援、介入について、よりわかりやすく関係性を示しました。

具体的には、学校いじめ対策委員会を支援する役割である学校サポートチームや、各学校の学校いじめ対策委員会コーディネーターが、どのように関わり、学校と関係機関が連携していくのかということ、よりわかりやすくまとめました。

本資料の令和 7 年度版を作成するにあたり、本委員会にご参加いただいている委員の皆様、それぞれのお立場から、令和 6 年度のいじめ防止等に関する取り組みを振り返っていただき、八王子市教育委員会のいじめ総合対策についてのご意見をいただきたく存じます。

現時点では、令和 7 年度は、楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U 調査、こちらの調査対象の拡充を予定しております。

これまで小学校・義務教育学校第 6 学年から中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年までの 4 学年を対象に年 1 回実施していたこの調査につきまして、より幅広い学年について経年で変化を見ていくために、小学校・義務教育学校第 5 学年から中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年までの 5 学年を対象といたします。

委員の皆様の所属する各団体のいじめ問題に対する取り組みの現状や課題について触れていただき、各団体として、このようなことをしているとか、このようなことを行って学校のいじめ対策と連携していくことができるなど、資料内容の見直しに向けて具体的な示唆をいただきたく存じます。

より学校や市民にわかりやすい全体像を示していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上になります。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございます。

それでは、ただいま報告がありました内容につきまして、まずは皆様からご質問がありましたらお願いいたします。質問からいかがでしょうか。

【大塚委員】

資料の読み方について質問させてください。

右の一番端にある八王子市教育委員会の法 7 条の下、もう縦書きのところですが、個別事案の調査・指導・助言で下矢印とあって、下の方で、矢印で個別事案の報告というふうにあります。

法 24 条という記載と法 23 条と記載があるので、この矢印の上と下をそれぞれ抜いている意味はどういうふうに読んだらいいのかなっていうのを教えてください。

【鈴木委員長】

いかがでしょうか。

【狩野統括指導主事】

ありがとうございます。

私も今ちょっと確認してすいません確認不足で申しわけないんですけども、個別の事案の報告、学校の調査の 23 条に対して、教育委員会が指導助言を行う 24 条ということ

でございますので、この 23 条の上に向いている矢印が、ちょっと違う方向なのかなっていうふうに思いますのでここは修正させていただきます。申し訳ございません。

【鈴木委員長】

貴重なご指摘ありがとうございました。ここは修正ということでお願いいたします。他に質問ございますか。

【内藤(佳)委員】

また細かい指摘で申し訳ないですが、今質問があった部分のところに、白抜きの矢印と黒塗りの矢印がありまして、他にも白抜きと黒塗りって矢印がありましたが、書き換えているというのは何か意味がありますでしょうか。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。矢印の色の意味ということですね。これはいかがでしょうか。

【藤原指導主事】

こちらにつきましては今白黒のものになっていますが、実際はカラー版になっているもので、色が同じものがそこから伸びている矢印っていうのがわかるようにしております。ただ、やはり白黒になった場合に、そのあたりが伝わらないので、その辺りは今後工夫していきたいと思います。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。こちらは非常に重要なご指摘ありがとうございます。系統っていうか、繋がりを表しているということですね。他に質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

意見交流は後にしたいと思いますので、まずこの今のご提案につきまして意見がありましたらお願いいたします。ご意見いかがでしょうか。ご意見は特によろしいですか。それでは、また後でご意見いただければと思います。

それでは、委員の皆様が所属している団体での、令和 6 年度の取り組みや課題、また令和 7 年度に向けた新たに取り組んだ方がいいと思うものなどについて報告や意見交換をお願いしたいと思います。

来年度に向けて、たくさん忌憚のない意見をということでしたので、それぞれのご所属の団体、また個人的なことでもいいと思いますので、ぜひご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【後藤委員】

保護司会としてはこういったいじめに対応するような何か特別な取り組みとかは、特にはしていないですけれども、私たちが面倒を見るような子たちはやはり子供というか、学生

の頃にいじめにあって、やっぱりちょっといろいろ複雑な問題を抱え、何か罪を犯してしまうというような方たちがとても多いので、できれば成長する過程のどこかで、そういう子たちを何か救い上げられるような仕組みが、やはり学校や地域でできていけばいいのかなというふうに思います。

保護司会として何かできることってそんなにかとは思いますが、地域の一員として、学校に関わっている方も、保護司会は今 137 名ぐらいです。そのうち、4分の 1 ぐらいの方が、皆さん学校運営協議会委員をなさっていたりするので、そういった意味では学校の方の力になれるかなというふうに思います。

ここからは私個人の話になりますが、第六中学校の学校運営協議会をしています。

今、学校の方ではいじめのアンケートは毎月 1 回必ず行われていて、その報告を、協議会の中でもしていただいています。

やはり細かい問題が多く、不登校の子たちも、なかなか減らない状況なので、その辺がもう少し改善されていかないと、こういった立派な書面があっても活用されないのではないかとということと、週に 1 回のいじめの時間、先生たちが話し合う時間取っていただいていることって、とてもありがたいことですが、やはりそのしわ寄せがどこかにいっているのかなと先生方を見ていると不安に思う部分もあります。何かその辺がもう少し、地域の力を借りて、もうちょっとどうにかならないのか、先生方の負担がもう少し減るようになるといいかなと思います。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございました。

【内藤(佳)委員】

今の後藤さんからの話で、すごく納得したのが、こういうのもやっぱりすべて保護者の方に向けて説明するのが、どうしても学校の校長先生だったり、副校長先生だったりということがすごく多いと思います。ちょっと下の方に入った保護者向けのメディアリテラシー教育の実施とあるように、残念ながら私が見ている限りだと、保護者の方々も、言葉が悪いですけど、レベルがあるといえますか、保護者の方がどうだろうっていう方がちょっとやっぱり最近増えてきているなっていうようなところがすごく心配なので、ぜひすごくいい対策をとっていると、皆さんで意見もらってできているので、難しいかもしれないですが、例えば保護者会ですとか、あとは、そういう保護者の方が集まるような機会に、教育委員会の方から、ちょっとご説明に学校に来ていただけると、少し保護者の方も、そして、これをちゃんと取り組んでいただいているという、イメージをもってもらえるかと思います。

やっぱり、なぜかよくわからないですけども、保護者の方の中には、先生よりも保護者の方が強いという、何か変な、間違った意識をもっている方がいらっちゃって、学校の先生がどんなにいいこと言っても必ず文句をいうような方が少なからず見受けられるっていうがあるので、先生方も辛いと思います。

なので、ぜひできれば、八王子市の方からというスタンスで、この説明をしていただける

とありがたいなと思いました。よろしくお願いします。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございます。

【石渡委員】

保護司の後藤さん、そして PTA の内藤さんとの関連ですが、私たちは学校サポートチームのところにある主任児童委員、こちらは民生委員児童委員協議会の中の児童委員を主に担当する主任児童委員部会があります。

そちらの部会では、学校と保護者、或いは子どもたちとのパイプ役というところが、メインの仕事とされています。子ども家庭支援センターや児童相談所などのいろいろな虐待とか不登校とか、多様なお子さんの問題があった家庭に寄り添うというところが、私たちの重大な仕事だと思っております。

その点でも、やはりこういう、フェーズ 3 にあるように保護者への説明と協力体制の構築、そして同じくフェーズ 4 の重大事態へのというところも、同じ文言がありますが、この書き方をどうこうというよりは、やはりこの早期発見のところと重大事態というところにおいては、やはりこの主任児童委員などを、もう何ですか、行政の壁を乗り越えて、地域の主任児童委員に、保護者に寄り添うようにということで、学校の先生や、その関係者との信頼関係が崩れているってということもありますし、何か子どもさんがいじめに遭ったっていうと、その親御さんが孤立しているってことも考えられます。

そういったときには、そういう行政の壁を乗り越えて、こういう福祉の分野でも私たちがやっておりますので、ぜひそちらにも声をかけていただいて、地域で守れるものは守る、どちらの立場というよりは、寄り添うということがすごく大事なことだなと考えておりますので、そちらでもまたよろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】

貴重なご意見どうもありがとうございます。

今、保護者への啓蒙とか教育委員会からもというようなご意見とかと、行政の壁を超えてというか、そういった意味で、地域で寄り添っていくということやあと、週 1 回丁寧な会議が開かれているということですからそれによるしわ寄せみたいなそういったことも懸念されるようなご意見も出てきました。他にいかがでしょうか。

【大塚委員】

弁護士として、弁護士会の立場から、1 点申し上げさせていただきますと、最近是人権意識の高まりというか、性被害が最近ニュースでも取りざたされているところではありますので、経験としても、中学生ですかね、主に、そういった事案も存じております。

弁護士会では、デート DV、そういったものの予防事業というのもご用意していてですね、多摩地域においても、少ないですが、他の自治体ではデート DV 授業というものを提

供して、男女交際におけるルールであったりとかそういったところを、要望というか、紛争にならないように、弁護士の方でお伝えさせていただいたりもしています。やはり入口は、性被害にしても何にしても、いじめというか、大きな意味で言うと、人の嫌がることをしないというところが入口で発生し、行くと、そのサイト、校内で性被害という事案もありますので、そういったところでいうと、このフェーズとかで書いてはいただいているのですが、実際、女の子側から見ると、なかなかデリケートな問題なので、自分からも言いづらいし、周りにもちょっと気づきづらい。しかも、親御さんにも伝えづらいと、かなり時間が経過してから発覚するようなことも多いです。たぶん、これからの時代そういった問題というのはより大きくなっていくと思うので、ぜひどんどん先進的にデートDVとかやっぺらっしやる自治体もありますので、そういった観点からも、入口はいじめで一緒だと思うので、何らか対応とかそういうのを今後盛り込んでいただけるとありがたいなと思います。

【鈴木委員長】

貴重な意見ありがとうございます。まさに現代的な課題だというふうに思います。他にいかがでしょうか。

【牛尾委員】

保育園の立場から言うと、学校にお兄ちゃんお姉ちゃんが上がって、それで保護者から、ちょっといじめに遭っているよとか、すごく重大じゃないですけども、何となくどうしたのみたいな話はちょっと聞いたことがあります。基本的にその学校で、例えば先生だけではなかなか解決できない、今書いてあるように、この保護者への説明と協力体制ですけども、ここで言う言葉は悪いですけど、加害者と被害者っていう部分で、その親御さん同士、もう話はしているのかどうかというのはちょっとわかんないですけども。

学校に例えば両方を呼んで話ができるのかどうかとか、その学校のことなので、それは知らないですけども、過去には自分の子どものいじめのことが1回ありました。女の子で、上の学年の子に、雨が降ったときに水たまりに入れって言われたって言うんですよ。それで長靴の中がビジョビジョになって帰ってきて、やっぱり本人はなかなか言えないっていう現状がある。

今なかなか言えないので母親の方が、どうしたのという話から、実はそういうことがあったってこともわかって、実際にその上級生にこんなことしたらどう、良くないんだっていうようなことを言って話をしたと。

だから、親に話してはいないということはないのだと思いますが、やっぱり話しにくいってことがすごくあると思います。被害を受けた方っていうのは。なので、やっぱりそこを察知するのはなかなか大変だと思います。やっぱり先生だけではもう解決が難しいと思っています。やっぱり親御さん、家庭での話ももってもらったほうがいいのかなど。それは保育園では、やっぱりちょっと仲の悪い子っていて、けがをするとかしないとかについては園で起きたことなのでということで、そんな大きなけがじゃなければ話をしない場合もあるし、あとは実はこの子がこうやったって話は、両方の親にするとか、あとやっぱり親御さんの方から注

意してもらってというようなことは小さい子たちのうちでするんですけども、やっぱり 4 歳 5 歳児ぐらいになると、ちょっと動きも活発になるんで、その辺はやっぱり親の協力が無いとなかなか難しいのかなというに思っています。

先生が大変だっていう、いろいろ話があるんですけど、客観的にちょっと私が思っても、言ってしまうと、いじめとか不登校とかありますよね。不登校っていうんだけど先生の不登校みたいな、先生が駄目になっちゃうっていうか、そういう先生が多いですよね。だから、結局、子どもだけの問題じゃない。忙しさとか、先ほどおっしゃられたように、保護者の方が強いというか、それはやっぱり先生の負担が大き過ぎる。何か本当は変えてくれたらいいのかなというふうに思います。

先日学校公開があって、学校運営協議会の委員もやっていて、保護者の 1 年生 2 年生はたくさん来て、やっぱりそういうものを見に来ることによって、保護者同士が顔を合わせるっていうのはすごくいいのかなと思いました。上級生になるにつれて、何か子どもが育っていくと、もう親の関わりが減ってくるっていう現状はどこでもあると思うんですけど、やっぱりそこは関心をもってもらった方がいいのかなっていうのはちょっと思っていて、私なんかも行くと、1 年生 2 年生はみんな声かけてくれるんですね。もちろん保護者とも話をするし、やっぱり人の関わりっていうものをもった方が、こういうことは減ってくるんじゃないかというふうに思いました。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。本当にそこのところは解決というか、風穴があくと大きないくつかの部分がいい方向に向かうとは思うんですけど、そこがまさに課題なのかなと思います。今、言ってくださった、いじめに敏感になるというか見逃さないっていうようなところでは非常にいい時代だと思うんですけど、一方で、件数も相当増えています。教育委員会の皆さんも大変だと思うんですけど。そういった状況も含めて、先生方の疲弊のこととかですね、保護者の方の繰り返しになりますけど、保護者への啓蒙とかそういったところがやっぱり話題になるというところでしょうかね。もう少し意見交換してみたいと思いますけどいかがでしょう。

【後藤委員】

こちらの書類は、どこに配られるものですか。学校、保護者にも配りますか。

【池田指導主事】

こちらの書類につきましては、当然ながら学校或いは先生方にも学校を通じて、目に触れるものになっておりますし、市のホームページ等でも周知しておりますので保護者等に向けてという意味合いも含めております。

【後藤委員】

ありがとうございます。保護者が多分、これを見たときに、何だろうって、多分パツと見てわからない。こんなことをやっているのかなっていうのも、もしかしたら読み取ってもらえないのかなっていう気がします。もう少しシンプルにして、それを保護者に、出したほうがいいのかなと思います。説明が多すぎて、普通の人にはわからないと思ってしまいました。

あと、例えばいじめの被害者の親が自分の子どもがいじめを受けているのがわかったときに、最初にするべきことが何なのかっていうのが、多分これを見てもわからない。そういうことについても、教えてあげるっていうと変ですけど、もう少しわかりやすくしたほうがいいのかなという気がします。

【狩野統括指導主事】

確かにこれだけをもって、やはり保護者の方が見たときに、このたてつけとなっているというのはやはりわかりにくいところもあるかなと思います。資料の改良っていうのは大切ななと思っています。

学校の方には、この資料をもとに、学校のいじめ防止基本方針を作っていただいていますので、この資料だけではなく、学校がこの資料をもとに、どのように、この後いじめ防止に向けて対策をしていくのかっていうことを合わせて、ご家庭の方にお伝えさせていただいているかなと思うので、合わせて見ていただけるといいかなっていうのと、今年度、いじめのポイント集というのを作らせていただきました。そちらは市の、重大事態の報告書をもとに取り組み等をまとめさせていただいたものです。そちらにも、学校がこういうことをやっていますよ、市の施策としてこういうものがありますよっていうのをお伝えさせていただいておりますので、合わせて見ていただければというふうに思っています。資料に関しては、やはり整理が必要かなというふうには認識しております。

【大塚委員】

ただいまの質問に関連して、図というか、まとめたものだと思いますので、おそらく教育委員会の皆様の中には、何らかの資料というか文章があっておそらく図に起こしているのではないかと思います。今後、これをホームページに上げているということでしたら、読む人がいるかどうかはともかく、この図の読み方みたいなのが、文章の方であって、文章を見るかどうかはともかくですが、文章でもわかりやすくあるといいというふうに思います。

【狩野統括指導主事】

こちらの方は、八王子市のいじめ防止の基本的な方針をもとに作成をさせていただいておりますので、そこセットにお伝えしていくっていうのはやっぱり大切な視点かなというふうに思います。今後、検討させていただきたいと思います。

【白石委員】

先ほどいろんなご意見をいただきました。例えば、週1コマのいじめに関わる取り組み

の時間を確保することにより、教員の負担が増えているのではないかという考えが出されましたけれども、私は、自校も見えていて或いはこれまでの学校を見ていて、最初は、ドキドキだったと思います。

これが立ち上がって、もう何年か経つわけですがけれども、現場にいる校長としては、この時間は、今になると、大変貴重な時間になっていると思っています。

産みの苦しみというのは確かにあるわけですがけれども、これが本来いじめを止める、またはいじめが起こったときに早期に解決を図るという点では大変大事な一コマを使うということで、軌道にのりつつある学校が増えていると私は思っています。

その理由はですね、会の進行が非常に円滑になっているということが、その証でございます。

今は大分慣れてきておりますので、やはり先生たちの会に出す、話題、内容が先を見抜いた、この事案については全体でやっぱり共有すべきだというのが、できていたと思っています。できている学校もあると思います。

だから小さなことでもいいから、全体で共有化するための貴重な一コマがということについては、今後もぜひ確保していくべきかというふうに思っています。

ちょっと別件になるかもしれませんが、この図の中で、もう少し大事にしたいと思うことがありまして、これはいじめ総合対策ですがけれども、いじめだけではなくて、真ん中の学校いじめ対策委員会(法 22 条)の左枠です。

先ほどもお話ありましたが、主任児童委員の参加ということで、学校サポートチームというのがあります。

ここの構成員の例が示されておりますけれども、私は、自校もそうですけれども、今、警察の方々の、いわゆるサポートチームとしてのサポートに大変頭が下がります。

もう当然いろんな犯罪があり、忙しい警察業務がある中でもですね、学校のそういうふうな苦しい状況とかを察知していただき、わが校だけじゃないと思いますが、本当によく寄り添っていただいている部分があります。学校サポートチームをもう少し、機能を強化したいなと思っておりますが、構成要員の中に、来てくれるかわかりません。途中で何か事件があったらすぐ離席されても構わないので、警察の方々にもですね、この構成員の方々に入ってもらえないかということを今、求めているところです。

いじめもそうですし、先ほどのいじめが起因して次に発生してしまう性犯罪とか性被害とかですね、この辺については本当に学校もお手上げです。SNSトラブルなんていうのは潜ってしまいますので、さすがにその証拠物件を抑えるというぐらいの意味合いで、画像を保護者等々に提供を求めるというのは、壁があります。そういうときに警察の方々が、学校のそういうふうな、必要とする情報をきちっと押さえていただくという部分については、本当に頭が下がります。この場をかりて、お礼も含めてご報告申し上げます。

【鈴木委員長】

ありがとうございました。学校現場の最新の状況といいますかね。もちろん、すべてがというわけではないのかもしれませんが。ただ、いい方向に向かっていることとか警察のご協

力とか本当にありがたい。そのように思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これぐらいの意見交換で、よろしいですかね。根幹的なことも出てきたと思います。

【狩野統括指導主事】

本当にご意見いただきましてありがとうございました。来年度、八王子市の教育委員会のいじめ対策をまとめていく上で、今いただきましたご意見等を踏まえながら、さらにわかりやすい資料にしていかなければならないなというふうに思ったところです。また、サポートチーム等について個別にちょっとお伺いすることはあるかと思いますが、またご協力いただければと思います。

【鈴木委員長】

ありがとうございました。本当に具体的にご意見等いただき、私からお礼申し上げます。それでは進行いたします。次第の2の(2)になります八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の、重大事態調査への派遣についてです。事務局からお願いいたします。

【金子主査】

前回12月16日に開催した「第2回いじめ問題対策委員会」でご報告させていただいた、「学校を主体とする重大事態調査」の構成メンバーについてご報告させていただきます。

学校を主体とする重大事態調査については、(1)学校いじめ対策委員会を母体とした教員等のメンバー、(2)学校の運営等に関わる組織のメンバー等で構成する調査チームにより調査を行っております。

しかし、事案の内容や学校と保護者との関係性などによっては、第三者をメンバーに加えて調査を行うことが必要な案件があります。今回調査を実施する案件は、これに該当することから、第三者である法律の専門家を加えたメンバーで調査を実施することといたしました。

法律の専門家をメンバーとするあたり、いじめ防止対策推進法第28条第3項より、「学校設置者は学校が調査を行う場合には必要な支援を行うこと」と規定されていることから、教育委員会の附属機関である本対策委員会の鈴木委員長と弁護士である大塚委員、内藤委員と相談・調整の結果、本委員会より委員である弁護士を派遣することとなりましたのでご報告いたします。

今後、学校を主体とする重大事態調査へ本対策委員会の委員を派遣することにつきましては、本対策委員会でもご協議いただきたいと考えております。

報告は以上となります。

【鈴木委員長】

ありがとうございました。それではただいまの報告についてご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それではご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。委員の皆様から何かございますか。

それでは、以上で公開の案件は終わりますが、